

# 国保・介護・後期高齢者 医療保険料、住民税など

# 相談会



保険料の減額や、分割納付で助かっている方がたくさんいます。あなたもひとりでお悩み、相談しましょう！

収入状況によって保険料の軽減に該当する場合があります。軽減にならない場合でも、分割納付にできることもあります。世帯の生活や営業を維持しながら、保険料の納付を続けましょう。

## 2016年度札幌市国保料のモデルケース

給与収入などの世帯	医療分+支援金分+介護分保険料	昨年からの増減額
98万円まで	33,310円	+600
100万円	58,440円	+950
200万円	218,950円	-450
300万円	345,160円	-1660
400万円	455,050円	-3360

年金収入世帯	医療分+支援金分保険料	昨年からの増減額
153万円まで	26,870円	+850
200万円	100,100円	+1280
300万円	262,600円	+2410
400万円	359,700円	+2160

- ◆ 国保料が高すぎて払えない
- ◆ 失業・倒産で保険料が払えない
- ◆ 差し押さえの通知が来た
- ◆ 資格証明書が送られてきた
- ◆ 滞納を理由に保険証をくれない
- ◆ 医療費が払えず病院へ行けない

保険料・保険証・医療費の相談

保険料納付や医療費支払いで困っていませんか？

↑上の国保料の表は年額です。  
 ※給与収入世帯は40歳以上64歳以下の2人世帯で、1人にのみ給与所得がある例  
 ※年金世帯は、65歳以上2人世帯で、1人にだけ年金所得がある例  
 ※給与世帯の一部は、介護分・支援金分が減のため、保険料が下がっています。  
 →右表は75歳以上の後期高齢者医療保険料(2016~17年)で引下げになっています。

2016~17年後期高齢者医療保険料				2014~15年と差額	
夫の年金収入	区分	均等割	所得割	年間保険料	
80万円	夫	9割	経減	4,900円	▲200円
	妻	減	—	4,900円	▲200円
153万円	夫	8.5割	軽減	7,400円	▲300円
	妻	軽減	—	7,400円	▲300円
211万円	夫	5割	5割減	55,300円	▲900円
	妻	軽減	—	24,900円	▲800円
221万円	夫	5割	—	96,300円	▲16,400円
	妻	軽減	—	24,900円	▲16,200円
264万円	夫	2割	—	156,500円	▲11,700円
	妻	軽減	—	39,800円	▲11,600円

SOS電話無料相談 7月19日(火)  
 (10時~18時) 電話 0800-080-0058

札幌社会保障推進協議会

823-0867

国保・介護・後期高齢者医療110番連絡会

736-1722

# 医療費自己負担 減額・免除の制度の活用

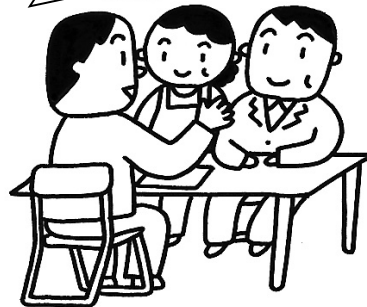
## 「差し押さえ」の通知が来た～あわてず相談へ

病気になった時、医療費の支払いは大丈夫ですか？  
医療費の自己負担分（3割）の減免制度があります

困っていることを  
相談してください

生活が大変で、具合が悪くても病院へ行くのを我慢していませんか？手遅れになったら大変です。国民健康保険には病院の窓口で支払う一部負担金の、減額・免除制度があります。

○災害や盗難にあった、○失業、廃業などで収入が激減し医療費の支払いが大変、○病気で働けず医療費が大変など、家族や本人の入院・通院医療費負担が大変な時、医療費の自己負担分が減額や免除になる場合があります。



「暮らしが大変」と保険料を滞納していると、預貯金等の差し押さえがありますので、相談しましょう！

国の指導もあって、札幌市は保険料滞納者の預貯金調査等をし、「差し押さえ」を強化しています。子どもの学資保険や生命保険、預貯金等が対象になっています。

生活が大変で保険料を払えないと、「滞納処分」の通知が届くことがあります。そうならない前に相談するとともに、万一差し押さえの通告が届いても、あわてずに相談してください。

2016年全市いっせいの相談日

**6月30日 (木)**

午前中を中心に、各区の区民センターなどを会場に開きます。下の表にない所も、左下の連絡先へ確認してください。

毎月最終木曜日は相談日です。

＜相談会に持参してください＞

※収入の分かるもの（年金通知書など）

※保険料の納付書、※印鑑、※住民税納付書

### 国保・介護・後期高齢者医療 110番 各区の連絡先

事前に電話すると便利です  
(電話番号)

中央区	511-1629
東区	723-3366
白石区	863-1688
北区	214-0107
厚別区	809-3656
西区	665-2970
手稲区	688-4511
豊平区	853-6389
南区	090-6449-0122
清田区	883-7208

各区	相談会日時	会場
東区	6月30日(木)9時～12時	東区民センター2階ラックの間
白石区	6月30日(木)9:30～11:30	白石区民センター集会室C
北区	6月27日(月)13:30～15:30	北区民センター2階講義室
厚別区	6月28日(火)13:30～15:00	厚別区守る会事務所(もみじ台南1丁目2-20 健康会館2階)
西区	6月27日(月)10時～12時	西区民センター1階会議室
	6月30日(木)10時～16時	西区民センター2階大会議室
中央区	6月22日(水)13時～16時	難病センター3階小会議室
豊平区	6月30日(木)10時	豊平区役所1階ロビー集合
南区	6月30日(木)10時	南区民センター1階ロビー集合
清田区	6月27日(月)10時	清田区里見地区センター(里塚2条5丁目)
手稲区	6月24日(金)13:30～15:00	手稲区守る会(手稲本町1条2丁目4-20渡会MS)